

作業部会の活動報告について

(2017年6月～10月)

平成29年11月16日

(一財)マルチメディア振興センター

作業部会の開催状況

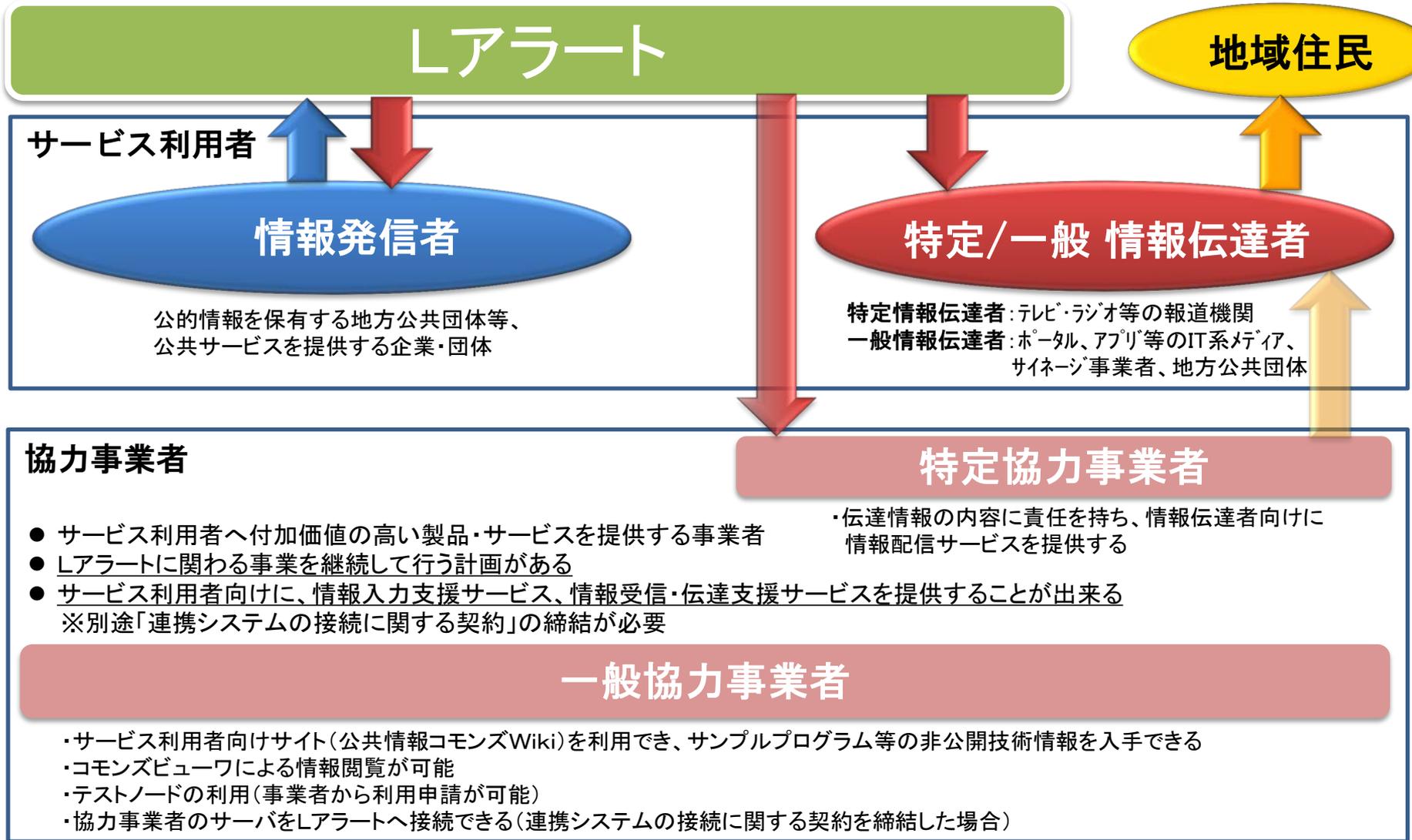
前回の運営諮問委員会（6/29）以降の会合	主な議題
7月6日（木） 第49回作業部会	(1) Lアラート運用状況について (2) 今期の検討課題と意見交換について ① 迅速・正確な情報発信及び情報伝達に関する検討 ② 情報伝達者の資格要件・責務に関する検討 ③ 国の防災業務に係る機関等への情報提供の検討
9月21日（木） 第50回作業部会	(1) 最近のLアラートの発信・伝達状況について (2) 焼津市における危機管理体制について (3) 情報伝達者向けアンケートについて (4) 情報伝達者の資格要件・責務について
10月31日（火） 第51回 作業部会	(1) 一般情報伝達者加入審査（LINE株式会社） (2) 最近のLアラートの発信・伝達状況について (3) 東京電力パワーグリッド（株）からの停電発生状況の発信開始について (4) 情報伝達者向けアンケートについて (5) 情報伝達者の資格要件・責務について

一般情報伝達者の加入審査の状況

団体名	審査日	取扱方法の概要	審査結果
LINE（株）	10月31日	<p>LINEには月間 約5,900万人が利用するLINE NEWSがあり、24時間365日ニュースソースを監視する編集体制がある。</p> <p>この編集体制で、継続的な情報伝達を担保し、Lアラートから配信される避難情報（勧告・指示）、国民保護情報の確認をおこない、LINE NEWSの「ニュースタブ」において、地域住民に伝達する。情報伝達の開始は2018年3月頃を予定する。</p>	承認

Lアラート運営諮問委員会から作業部会に委託された検討課題

作業部会に委託された課題	検討状況
① 迅速・正確な情報発信及び情報伝達に関する検討	<ul style="list-style-type: none">自治体から発信された情報の取扱いに関する情報伝達者へのアンケートの内容検討引き続き各地域での自治体とメディアが参加する連絡会の開催を促進 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none">総務省「Lアラートの活用推進のための人材育成支援」による研修が開始（初回は11月15日：沖縄県）総務省「Lアラート情報の地図表示化の標準仕様案の策定」による検討が始まっている。
② 情報伝達者の資格要件・責務に関する検討	<ul style="list-style-type: none">一般情報伝達者は情報伝達ルートが多様化に有効であるという基本的な方向性は妥当とした上で、より客観的な審査基準の設定、審査事務の効率化、審査の透明性の向上を図る目的で議論特に、情報伝達の実績、加入後情報伝達開始までの期間、受信能力の3点について議論契約等により伝達媒体を確保することの妥当性について議論
③ 国の防災業務に係る機関等への情報提供の検討	<ul style="list-style-type: none">第49回作業部会で意見交換を行った。引き続き具体的な内容について議論を行う。



開発事業者(サービス利用者からの受託企業)

- ・受託先の情報発信者、情報伝達者等を窓口としてサンプルプログラム等の非公開技術情報を入手して開発が行える
- ・受託先が情報発信者、情報伝達者等として応諾されている必要がある

特別利用者

研究機関、大学等

一般情報伝達者の認定基準について

1. 一般情報伝達者の定義(規約第2条(用語の定義))

(5) 情報伝達者

Lアラートから受信した災害等公共情報を広く地域住民に向けて伝達・提供することを目的とした行為(以下「情報伝達」という。)を行う者。

(5-2) 特定情報伝達者

情報伝達者のうち、災害等公共情報を集約、編集する等して一定の付加価値を加え、情報伝達を行う放送事業者、新聞社その他のマスメディア関連の事業者。

(5-3) 一般情報伝達者

特定情報伝達者以外の情報伝達者。ポータル事業者、デジタルサイネージ事業者等。
(→ここでは記載されていないが、地方公共団体も含まれる。)

2. 一般情報伝達者の認定基準(規約別紙4Lアラート サービス利用資格認定基準)

【基準1】原則として法人格を有する団体であること

【基準2】当該団体の主たる事業が放送、報道ではないものの、災害等公共情報を広く地域住民に伝達する手段を有すること

【基準3】災害等公共情報を、自己の責任において集約、編集する等一定の付加価値を加え、情報伝達を行えること

【基準4】当該団体の長の責任において利用申請がなされ、継続的な情報伝達が可能な体制整備が行われていること

【基準5】災害等公共情報の伝達に向けた具体的な計画を有すること

【基準6】当該団体が提供しようとするサービスが、Lアラートの情報を利用することにより、それら事業の公共性、公益性が高まること、及びLアラートの普及に貢献すると、対面審査で認められること

一般情報伝達者の認定基準について

一般情報伝達者の認定基準について(内規)

(平成28年9月20日～)

一般情報伝達者の資格認定については、Lアラートサービス利用規約第11条(本サービスの利用資格審査)に基づき、運営諮問委員会作業部会において審査を行い、認定基準を満たすと判断した場合、サービス利用応諾書を発行することとしている。

今回の審査にあたり、一般情報伝達者としての認定基準を明確にする。

1. サービス形態について

提供するサービスが、原則、全ての住民を対象としたものであること。

ウェブサイト : インターネット接続可能な方全員が閲覧可能であること。

スマホアプリ : 無料であること。閲覧にあたりアプリ内課金がないこと。

サイネージ : 誰でも出入り可能な施設及び場所等に設置されていること。

2. 共通の認定基準 ※主な基準

＜サービス運用体制＞

常時、以下対応が行えるような体制であること。

○ Lアラートから受信した災害等公共情報が適切でないことを認識した場合、自らが伝達した情報の修正を行うこと。

○ Lアラートから受信した災害等公共情報を適時かつ適切な方法により伝達するとともに、地域住民の視点に立って過剰な伝達とならないよう配慮すること。

＜情報提供の対価＞

Lアラートからの避難情報等の提供について、住民に対価を求めないこと(原則無料であること)。当該情報の提供に用いる配信設備等の利用の対価及び主に他の情報を提供するのに付随して当該情報が一体のものとして提供される場合における全体としての対価は、この限りではない。

＜継続的な運用＞

会社として、継続的に情報伝達が可能な体制整備が行われていること。

＜本番開始までの計画＞

本番開始に向けた具体的な計画を有すること。

＜展開計画について＞

避難情報等を、より多くの住民に伝達するための具体的な計画を有すること。

一般情報伝達者の認定基準について

一般情報伝達者(H29. 9.21現在)

	団体名	伝達媒体	利用応諾日
1	(株)フューチャーリンクネットワーク	地域情報プラットフォーム「まいぷれ」	2011/7/11
2	ヤフー(株)	スマホ(ヤフー防災速報)、Web(ヤフー天気・災害)	2012/7/27
3	(株)インターネットイニシアティブ	サイネージ(自販機)	2013/2/26
4	ゲヒルン(株)	ツイッター	2013/8/8
5	セコムトラストシステムズ(株)	Web(リアルタイム災害情報サービス)	2013/9/17
6	三井住友海上火災保険(株)	スマホアプリ(スマ保災害時ナビ)	2014/10/15
7	一般財団法人日本気象協会	スマホアプリ(わが家の防災ナビ)	2014/10/24
8	(株)ウェザーニューズ		2014/10/24
9	青梅商工会議所	消防団向けスマホアプリ(め組)	2014/12/17
10	帝人ファーマ(株)		2014/4/3
12	ファーストメディア(株)	スマホアプリ(全国避難所ガイド)	2014/8/11
13	ココロプラン(株)	サイネージ(鹿児島市鍛冶屋町付近)	2014/8/22
14	インフォコム(株)		2014/8/22
15	パナソニックシステムネットワークス(株)	サイネージ(藤沢SST)	2015/4/23
16	(株)セブン-イレブン・ジャパン		2015/4/23
17	東京海上日動火災保険(株)	スマホアプリ(モバイルエージェント)	2015/6/2
18	(株)バイシンク	自販機サイネージ	2015/6/2
19	(株)日立ケーイーシステムズ	サイネージ(宝くじ売り場)	2015/6/24
20	(株)リットシティ	住民向けアプリ(アップポータル)	2016/10/27
21	(株)radiko	スマホアプリ	2016/2/24
22	インカム(株)	スマホアプリ(登山者向け情報)	2016/3/9
23	NTTレゾナント(株)	スマホアプリ(goo防災アプリ)	2016/6/1
24	(株)ディージェーワールド	サイネージ(店舗、商業施設、宿泊施設)	2016/8/8
25	新電力おおいた(株)	スマホアプリ(うちのでんき)	2016/8/8
26	(株)レオパレス21	スマホアプリ(LEOLIFE)	2017/4/10
27	ピーディーシー(株)	サイネージ	2017/4/10